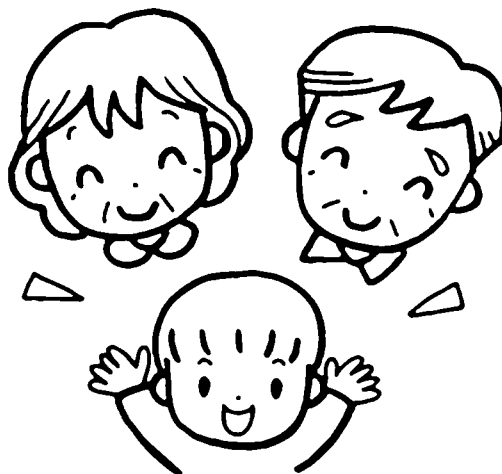


今後の取組検討課題については、就学前児童のいる世帯アンケートの間 37「お住まいの地区の子育て環境」と間 40「本村の子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは思わない(5段階評価で1～2に当たる)と回答した方は、「るすつ子どもセンターぽっけでの講座やイベントを増やしてほしい」、「認定こども園を設置してほしい」、「幼稚園を設置してほしい」、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」、などを希望する傾向が高くなっています。

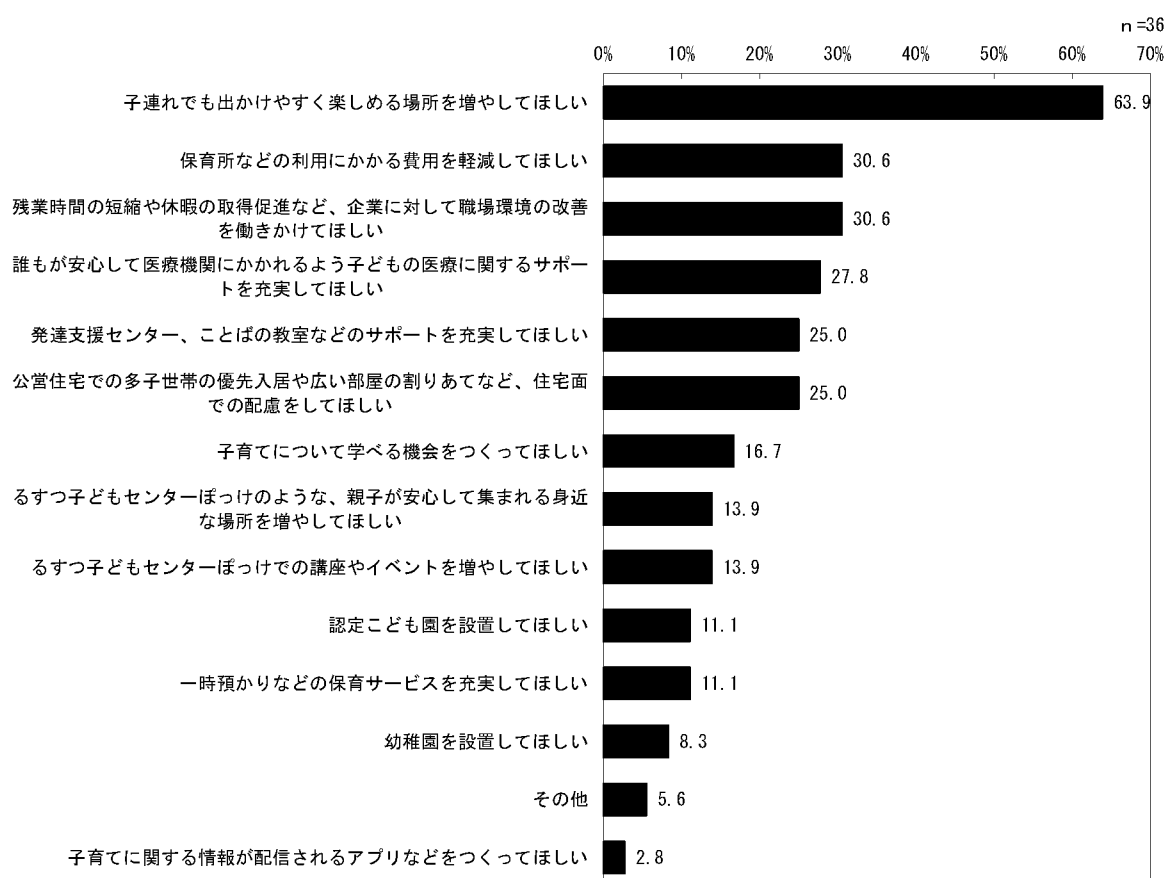
一方、小学生児童のいる世帯アンケートの間 25「お住まいの地区の子育て環境」と間 28「本村の子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは思わない(5段階評価で1～2に当たる)と回答した方は、「るすつ子どもセンターぽっけでの講座やイベントを増やしてほしい」、「幼稚園を設置してほしい(ほしいと感じていた)」、「保育所の利用にかかる費用を軽減してほしい(ほしいと感じていた)」、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい(ほしいと感じていた)」、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」、などを望む傾向が少し高い傾向となっています。



●就学前児童のいる世帯

問40 本村の子育て支援について希望することはありますか

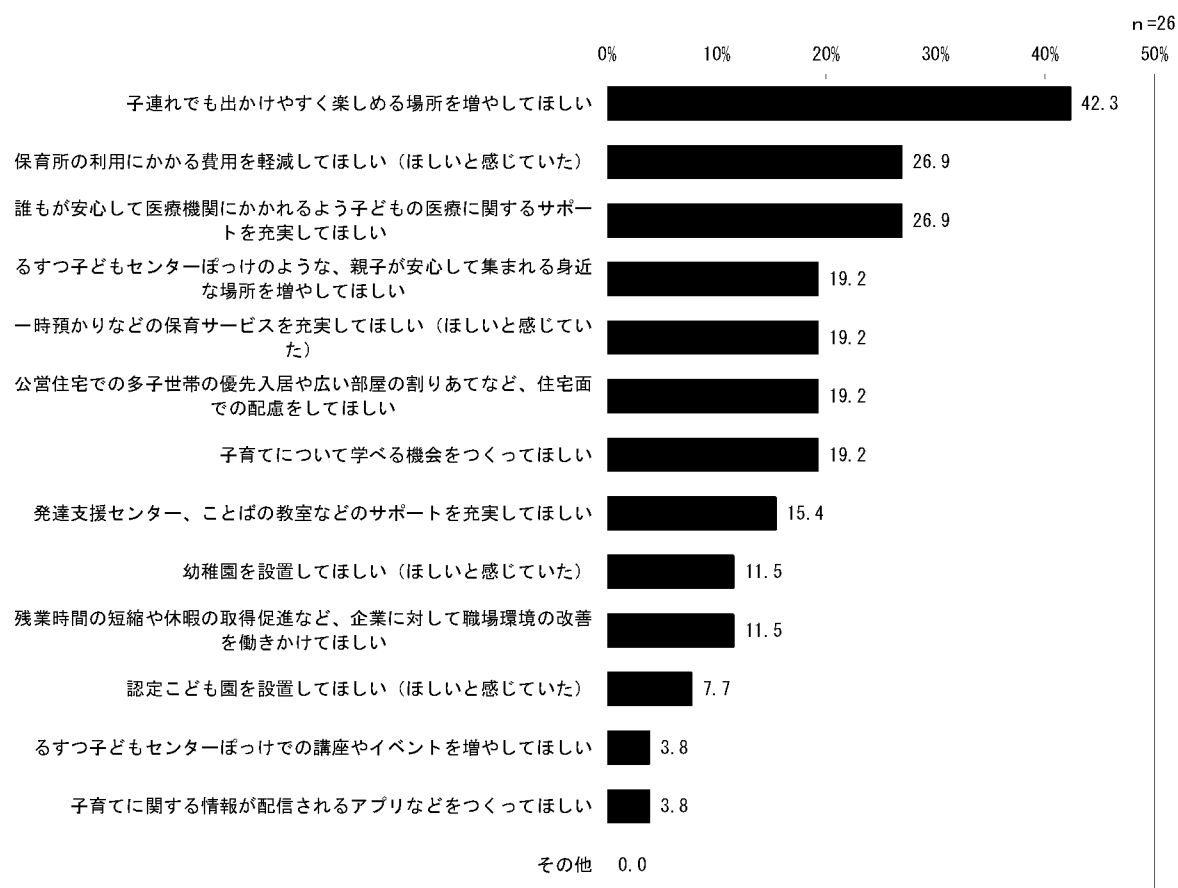
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」63.9%で最も多く、次いで「保育所などの利用にかかる費用を軽減してほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」30.6%、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」27.8%、「発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい」、「公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい」25.0%、「子育てについて学べる機会をつくってほしい」16.7%と続いています。



●小学生児童のいる世帯

問28 本村の子育て支援について希望することはありますか

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」42.3%で最も多く、次いで「保育所の利用にかかる費用を軽減してほしい（ほしいと感じていた）」、「誰もが安心して医療機関にかかるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」26.9%、「るすつ子どもセンターぼっけのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい（ほしいと感じていた）」、「公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい」、「子育てについて学べる機会をつくってほしい」19.2%、「発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい」15.4%、「幼稚園を設置してほしい（ほしいと感じていた）」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」11.5%と続いています。

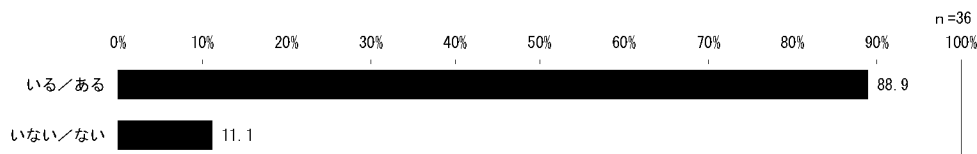


テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

●就学前児童のいる世帯

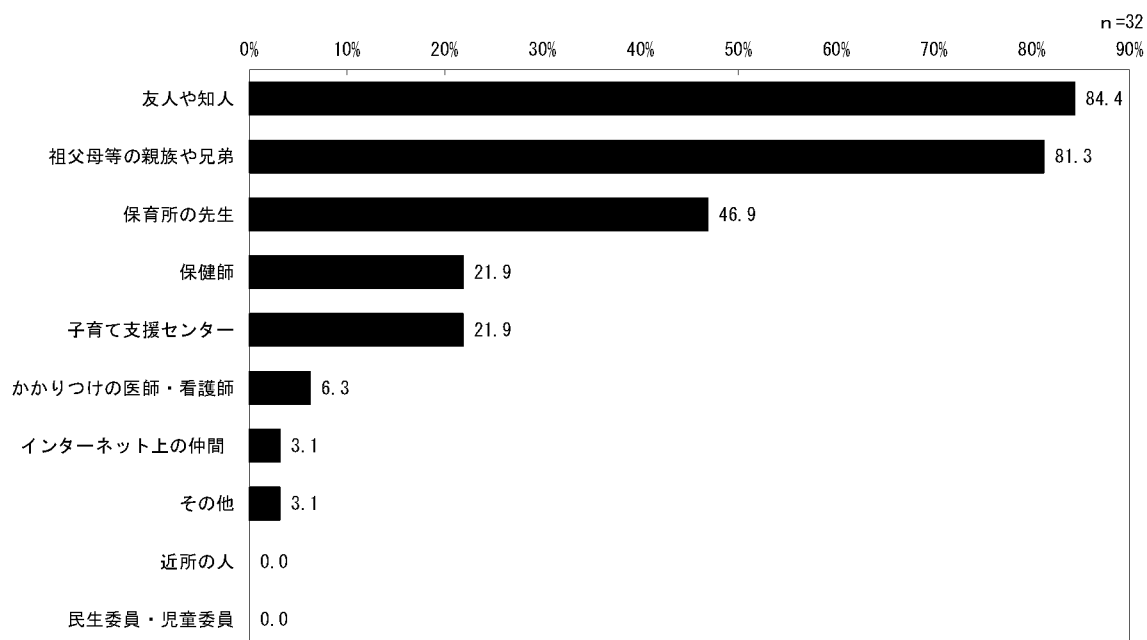
問12 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」88.9%、「いない／ない」11.1%となっています。



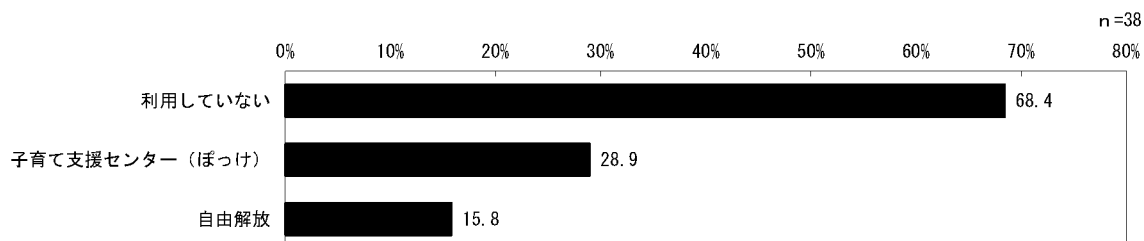
問12-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」84.4%で最も多く、次いで「祖父母等の親族や兄弟」81.3%、「保育所の先生」46.9%、「保健師」、「子育て支援センター」21.9%、「かかりつけの医師・看護師」6.3%と続いています。



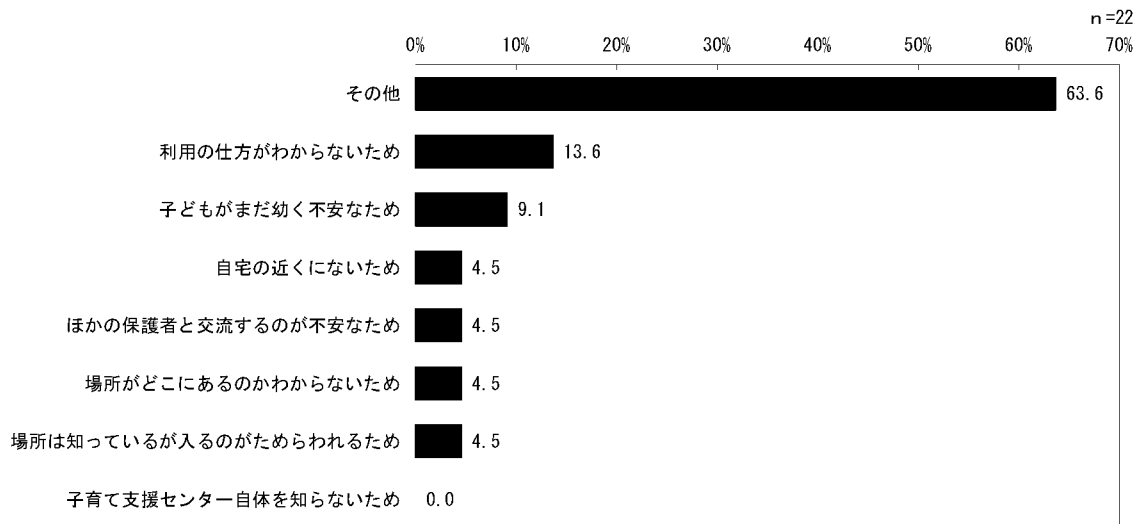
問16 おさんは、現在、るすつ子どもセンターぼっけの保育所以外の事業を利用していますか

「利用していない」68.4%で最も多く、次いで「子育て支援センター（ぼっけ）」28.9%、「自由解放」15.8%と続いています。



問16-1 るすつ子どもセンターぽっけの保育所以外の事業を利用していない理由はおもに何ですか

「その他」63.6%で最も多く、次いで「利用の仕方がわからないため」13.6%、「子どもがまだ幼く不安なため」9.1%、「自宅の近くにないため」、「ほかの保護者と交流するのが不安なため」、「場所がどこにあるのかわからないため」、「場所は知っているが入るのがためられるため」4.5%と続いています。

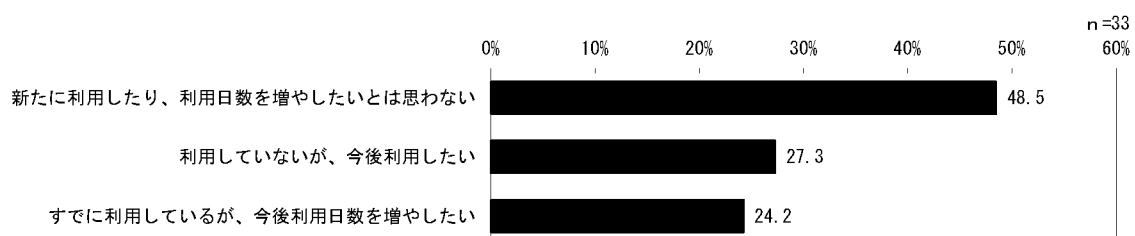


●その他 主な回答

保育所に通っているため、利用する必要がない

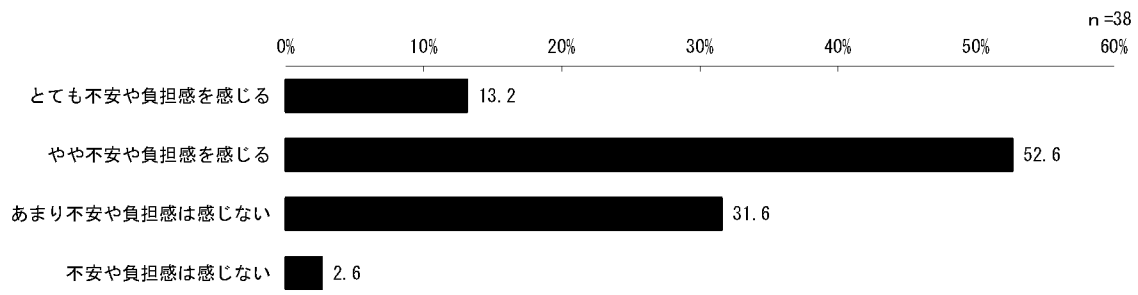
問17 るすつ子どもセンターぽっけの保育所以外の事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」48.5%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」27.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」24.2%と続いています。



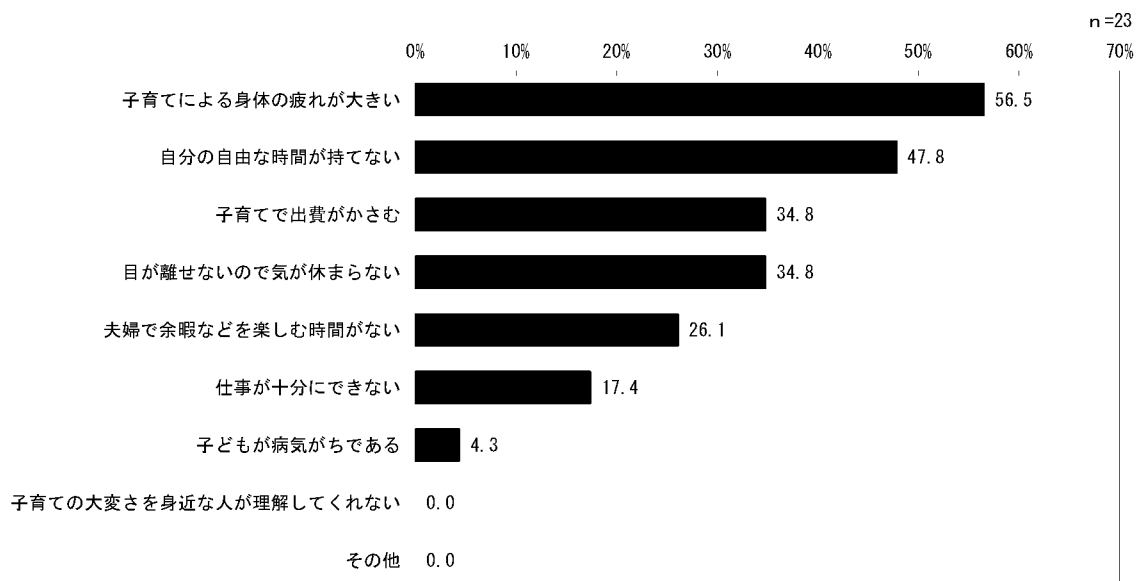
問32 あなたは、子育てに関して不安や負担感を感じますか

「やや不安や負担感を感じる」52.6%で最も多く、次いで「あまり不安や負担感を感じない」31.6%、「とても不安や負担感を感じる」13.2%、「不安や負担感を感じない」2.6%と続いています。



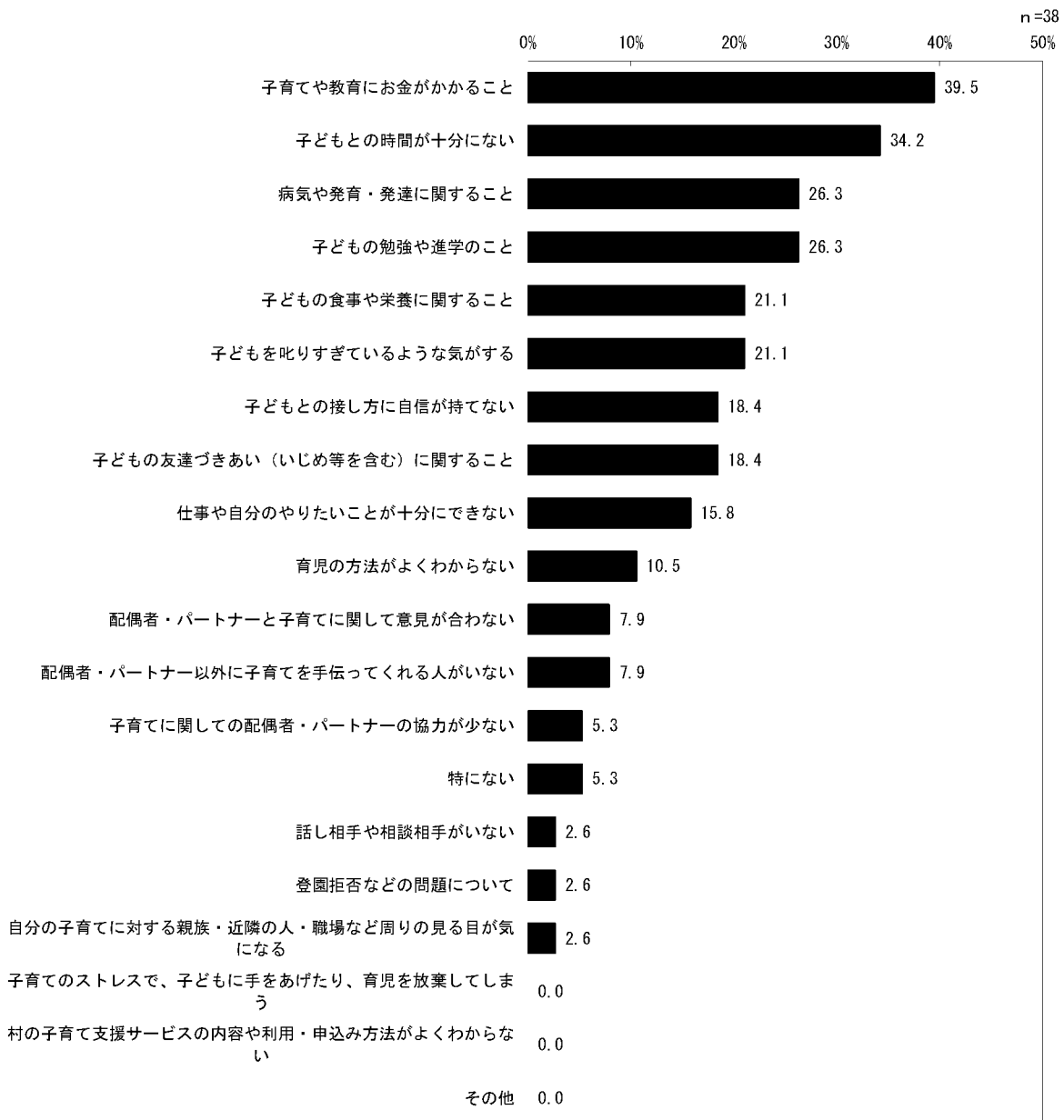
問32-1 子育てをする上で、特に負担に思っていることはどのようなことですか

「子育てによる身体の疲れが大きい」56.5%で最も多く、次いで「自分の自由な時間が持てない」47.8%、「子育てで出費がかさむ」、「目が離せないので気が休まらない」34.8%、「夫婦で余暇などを楽しむ時間がない」26.1%、「仕事が十分にできない」17.4%と続いています。



問34 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

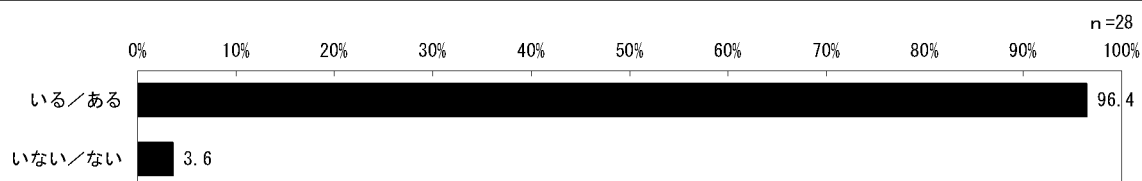
「子育てや教育にお金がかかること」39.5%で最も多く、次いで「子どもとの時間が十分でない」34.2%、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの勉強や進学のこと」26.3%、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」21.1%、「子どもとの接し方に自信が持てない」、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」18.4%と続いています。



●小学生児童のいる世帯

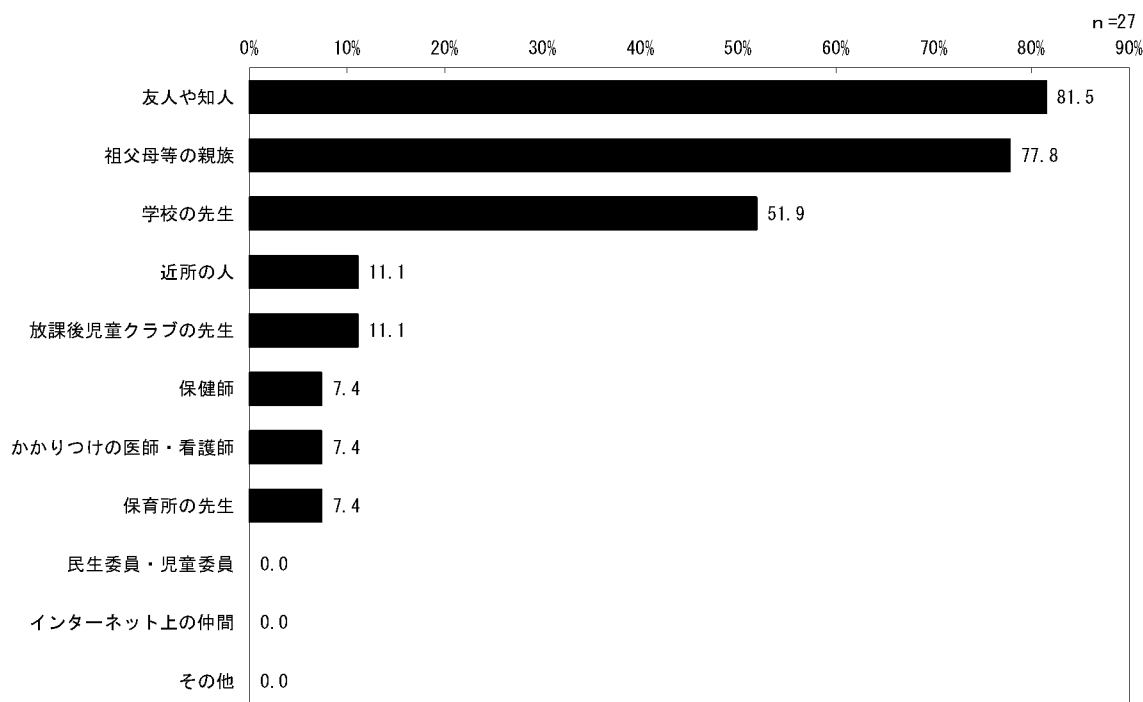
問13 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」96.4%、「いない／ない」3.6%となっています。



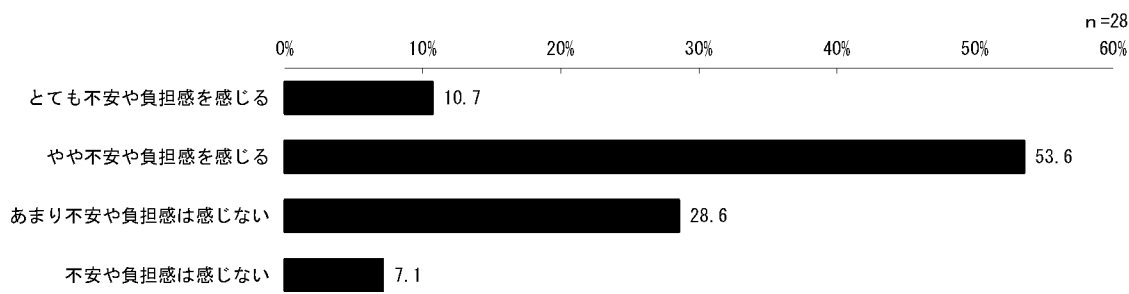
問13-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」81.5%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」77.8%、「学校の先生」51.9%、「近所の人」、「放課後児童クラブの先生」11.1%、「保健師」、「かかりつけの医師・看護師」、「保育所の先生」7.4%と続いています。



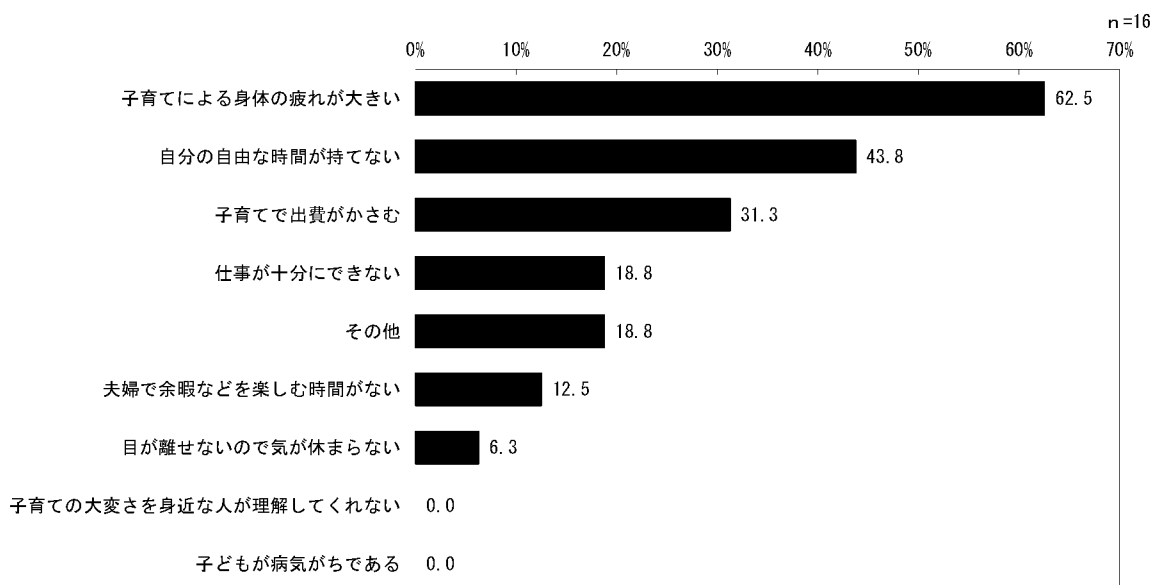
問20 あなたは、子育てに関して不安や負担感を感じますか

「やや不安や負担感を感じる」53.6%で最も多く、次いで「あまり不安や負担感を感じない」28.6%、「とても不安や負担感を感じる」10.7%、「不安や負担感を感じない」7.1%と続いています。



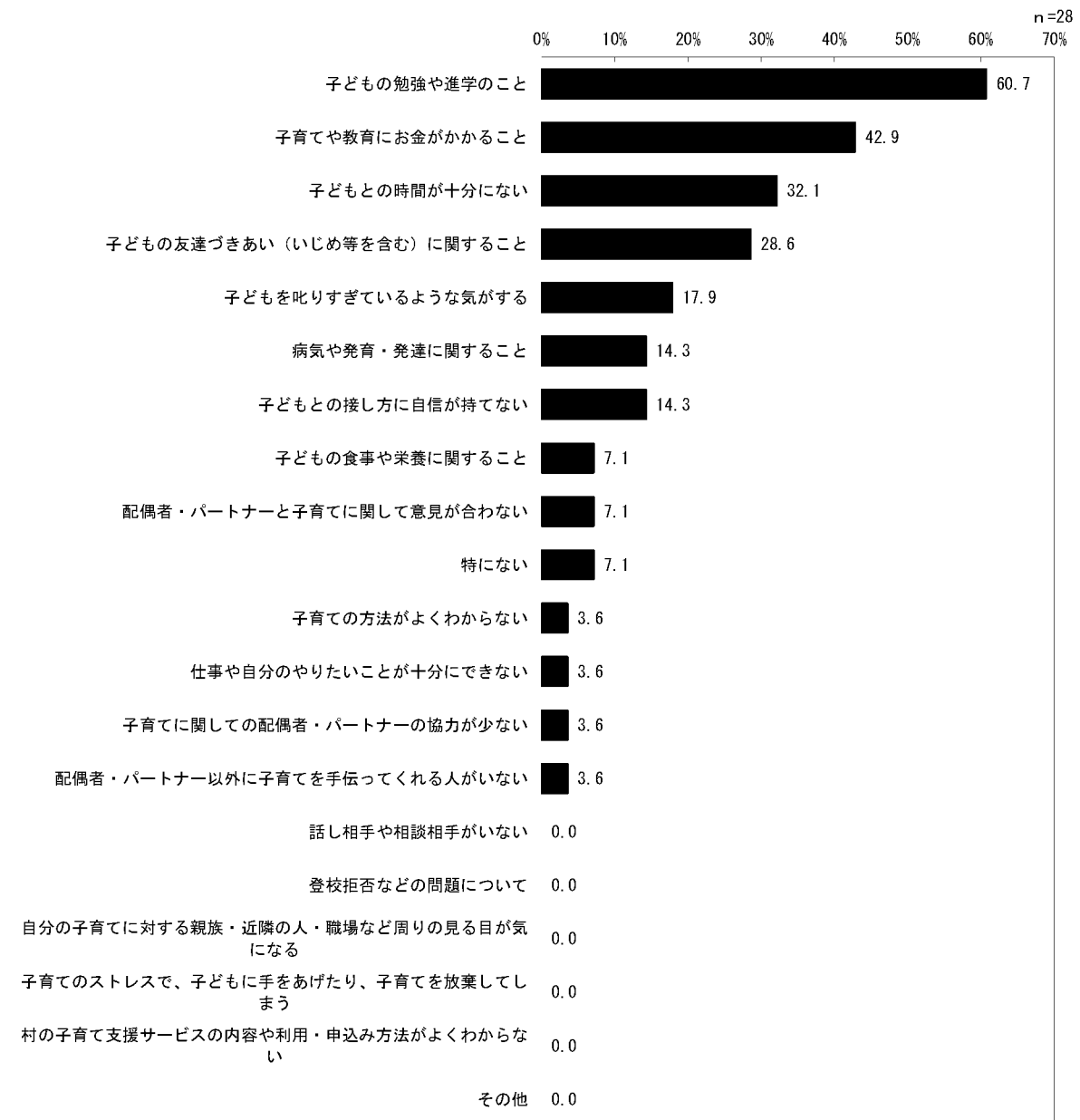
問20-1 子育てをする上で、特に負担に思っていることはどのようなことですか

「子育てによる身体の疲れが大きい」62.5%で最も多く、次いで「自分の自由な時間が持てない」43.8%、「子育てで出費がかさむ」31.3%、「仕事が十分にできない」、「その他」18.8%、「夫婦で余暇などを楽しむ時間がない」12.5%と続いています。



問22 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

「子どもの勉強や進学のこと」60.7%で最も多く、次いで「子育てや教育にお金がかかること」42.9%、「子どもとの時間が十分でない」32.1%、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」28.6%、「子どもを叱りすぎているような気がする」17.9%と続いています。



5 留寿都村の子ども・子育て支援の課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題をテーマ別に記載しています

●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげることが課題です。
見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることも課題です。

●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組につなげていくことが課題です。この情報を関係部署で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。
また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の1つと考えられます。

●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。現況を維持しつつ、就学前児童のいる世帯であれば、「るすつ子どもセンターぽっけでの講座やイベントを増やしてほしい」、「認定こども園や幼稚園を設置してほしい」、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」などの希望に対応していくことが課題です。
一方で、小学生児童いるの保護者では「るすつ子どもセンターぽっけでの講座やイベントを増やしてほしい」、「幼稚園を設置してほしい（ほしいと感じていた）」、「保育所の利用にかかる費用を軽減してほしい（ほしいと感じていた）」、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい（ほしいと感じていた）」、「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」などを望む声があるので、保育サービスの充実を継続することが課題です

●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは「経済的な不安・負担について」、「子どもの勉強や進学のこと」、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの時間を十分にもてない」、「子どもの友達つきあい（いじめ等を含む）に関すること」などが相談できる人員の確保や窓口体制を整えていくことが課題です。また、相談したいけどする先がわからない方に、気軽に相談できるるすつ子どもセンターぽっけがあることを今後も周知や広報していくことも課題になります。
さらに、「自分の自由な時間が持てない」「子育てによる身体の疲れが大きい」と子育ての負担感を訴える回答傾向が高いため、保護者の息抜き時間や休日につながるような事業の利用を提案することも課題と推察されます。

その他、アンケート結果からみる第1期計画からの継続課題については、以下の通りです。

●教育・保育の質の向上に向けた課題

□子育て環境について満足度が高いと評価した方は約4割であったことから、現在の子育て支援事業を継続しつつ質の高い教育・保育の提供、子育て利用者への育児情報提供と助言の拡大など、周知方法等の整備を継続することが必要です。

●子育て支援と育児環境の整備に向けた課題

- 「子育てや教育に関するお金のこと」や「子育ての仕方」、「子どもの勉強や進学のこと」など気軽に相談できる窓口や体制を整えていくことが必要です。
- 気軽に相談できる場所として、るすつ子どもセンターぽっけの相談窓口等の活用を促すような広報の仕方がさらに必要です。
- 放課後児童クラブだけでなく、放課後子ども教室等も含め、子どもたちが安全に過ごすことができる体制の充実が今後も必要です。

●多様な生き方・働き方を支援するための課題

- 今後、保育環境の整備により就労等の理由で保育所等に預けたいと希望する保護者は増加することも見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保が必要です。
- 就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実が必要です。
- 今後も一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 職場復帰後に教育・保育施設等の円滑な利用ができるよう、利用に関する支援と事業者への子育ての充実へ向けた取組を促す啓発活動が必要です。

これらの課題の解決につながるよう、子ども・子育て支援の様々な施策や事業を計画的に取り組んでいきます。



第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

「子ども・親・家庭・地域で子育て みんなが主役」

本計画においては、子ども・子育て支援を推進するに当たり、留寿都村が目指すべき基本理念として「子ども・親・家庭・地域で子育て みんなが主役」を踏襲していきます。

地域ぐるみで「子育て・子育て・親育ち」の支援を進め、豊富な自然環境の中で、子どもの生き生きとした笑顔あふれるまちづくりを推進します。

2 計画の基本的視点

子ども・子育て支援の各施策について、以下の基本的視点に沿って実施していきます。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等によって、第一に影響を受けるのは子ども自身です。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。また、子育ては「男女が協力して行うべきもの」という視点に立った取組を推進します。

(2) 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となる認識の下に、豊かな人間性の形成と自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を推進します。

(3) サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て支援に係るニーズも多様化しており、また、家庭の特性も踏まえた上で、多様な個別ニーズに柔軟に対応できるように、利用者視点に立った柔軟かつ総合的な取組を推進します。

(4) 社会全体による支援の視点

国、道及び村はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に取組を推進します。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

結婚や出産・子育てに関する希望の実現のために、少子化対策の観点からも重要であることから、関係者の連携による取組を推進します。

(6) 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、社会的養護体制の整備を推進します。

(7) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うための仕組みの構築、妊娠・出産に関する情報提供など、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備を推進します。

(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

保育士等の専門的知識及び技術をもつ担い手ばかりでなく、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用し、併せて各種公共施設の活用を図ります。

(9) サービスの質の視点

サービス供給量と併せてサービスの質を確保することは重要であり、人材の資質の向上やサービス評価等の取組を推進します。

(10) 地域特性の視点

本村の人口構造や産業構造、社会資源を把握し、地域や企業、行政等がそれぞれの役割を担いながら、子どもと家庭を支える主体的な取組を推進します。

3 計画の基本目標について

本計画では、基本理念及び基本的視点を踏まえて以下の基本目標を定めて、総合的に子ども・子育て施策を進めていきます。

(1) 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考え、全ての子育て家庭が安心して子育てを行えるよう、地域全体における子育て支援サービスの充実に取り組みます。また、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭への支援に努めます。

(2) 母親と子どもの健康の確保・増進

母子保健は、子どもの人生における健康の出発点であり、母親が安心して子どもを産み育てるための基礎となるものです。妊娠・出産・子育てが快適で、幸せや喜びを感じられるものとなるよう、妊娠早期から相談指導等に取り組みます。また、思春期保健対策等の推進を図ります。

(3) 子どもの教育環境の整備

次代の親となり社会を担う子どもたちが、個性豊かにのびのびと育っていくために、教育・啓発を行う中で地域の教育力の向上に努めます。また、各種体験事業を通じて子どもたちが自ら学び、行動し、たくましく「生きる力」の育成に努めます。

(4) 子育てを支える生活環境の整備

子どもと子育て支援家庭が地域社会において安心して快適に生活を送れるように、子育てに配慮した生活環境の整備に努めます。

(5) 要保護児童等へのきめ細かな対応の推進

地域全体で子どもを守る支援体制の充実を図り、児童虐待防止対策の推進、社会的養護体制の充実を図ります。また、犯罪、いじめ等に対する支援について、関係機関の連携の強化に努めます。

(6) 子ども等の安全の確保

子どもを取り巻く環境の悪化が危惧される中で、交通安全教育や防犯活動の推進を図ります。

(7) 仕事と家庭の両立の推進

仕事と生活の調和の実現に向けて、両立支援の基盤強化や広報・啓発活動の推進を図ります。

4 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するため施設の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じ、また、各事業の実施状況を踏まえ、全村1区域として設定します。さらに、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

(2) 教育・保育提供区域の設定

1 留寿都村における教育・保育提供区域

留寿都村全域を1区域として設定します。

1号認定(3~5歳)	1区域	教育・保育の区域設定については 1区域とします。
2号認定(3~5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1~2歳)		

2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から留寿都村全域を基本とします。

利用者支援に関する事業	1区域	教育・保育施設の活動の一環であるため、留寿都村内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	1区域	現状どおり、留寿都村内全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	1区域	現状どおり、留寿都村内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1区域	現状どおり、留寿都村内全域とします。
養育支援訪問事業	1区域	現状どおり、留寿都村内全域とします。
子育て短期支援事業	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、留寿都村内全域とします。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、留寿都村内全域とします。
一時預かり事業	1区域	教育・保育施設での利用も含むため、留寿都村内全域とします。
時間外保育事業 (延長保育事業)	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、留寿都村内全域とします。
病児(病後児)保育事業	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、留寿都村内全域とします。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1区域	現状どおり、留寿都村内全域とします。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込み

国の基本指針等に沿って、「教育・保育の量の見込み」を定めます。本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

■認定区分：1～3号認定(子ども・子育て支援法第十九条等)

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）して、その上で施設型給付を行う全国統一の仕組みとなっています。

1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	幼稚園、認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園に該当
3号認定	0歳及び 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育に 該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることをいいます。

2 教育・保育の提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1)1号認定(3歳以上、幼稚園、認定こども園を利用希望)

■量の見込み

1 必要利用定員総数	0	0	0	0	0
2 確保の内容	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足(2-1)	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「幼稚園・保育所・認定こども園」に該当しない、私立幼稚園のことです。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

■確保の内容方針

村内に該当施設がなく、計画期間において事業の実施予定はありません。村外幼稚園等の利用希望がある場合は、当該施設設置市町と利用調整の上、利用者支援を行うものとします。

(2)2号認定(3歳以上、保育所、認定こども園を利用希望)

■量の見込み

1 必要利用定員総数	44	41	35	38	39
幼児期の学校教育の利用希望が強い	0	0	0	0	0
上記以外	44	41	35	38	39
2 確保の内容	54	54	54	54	54
特定教育・保育施設	54	54	54	54	54
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
過不足(2-1)	10	13	19	16	15

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

■確保の内容方針

留寿都村では、るすつ保育所にて現状に引き続き事業を実施します。また、保育に当たっては、教育的要素を取り入れた保育を実施し、保護者に対する支援も行います。

(3)3号認定(0歳(6か月以上)、保育所、認定こども園を利用希望)

■量の見込み

1 必要利用定員総数	4	4	3	3	2
2 確保の内容	4	4	3	3	2
特定教育・保育施設	4	4	4	4	4
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
過不足(2-1)	0	0	1	1	2

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

■確保の内容方針

留寿都村では、るすつ保育所にて現状に引き続き事業を実施します。また、保育に当たっては、教育的要素を取り入れた保育を実施し、保護者に対する支援も行います。

(4)3号認定(1・2歳、保育所、認定こども園を利用希望)

■量の見込み

1	必要利用定員総数	21	21	21	19	16
2	確保の内容	22	22	22	22	22
	特定教育・保育施設	22	22	22	22	22
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
	過不足(2-1)	1	1	1	3	6

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

■確保の内容方針

留寿都村では、るすつ保育所にて現状に引き続き事業を実施します。また、保育に当たっては、教育的要素を取り入れた保育を実施し、保護者に対する支援も行います

【0歳～2歳児の保育利用率の目標値設定について】

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み(3号認定子ども)÷各年度0歳～2歳児推計人口×100＝(小数点第一まで)」により算出した数値とします。

保育利用率(%)	54.3	53.2	54.5	56.4	56.3
3号認定の見込み量(人)	25	25	24	22	18
0歳～2歳児推計人口(人)	46	47	44	39	32

3 教育・保育の一体的提供の推進(認定こども園について)

「るすつ子どもセンターぽっけ」は、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブ、小型児童館を集約しセンター化しています。ワンストップで保育に関するサービスと相談も一緒に受けられる場所となっています。

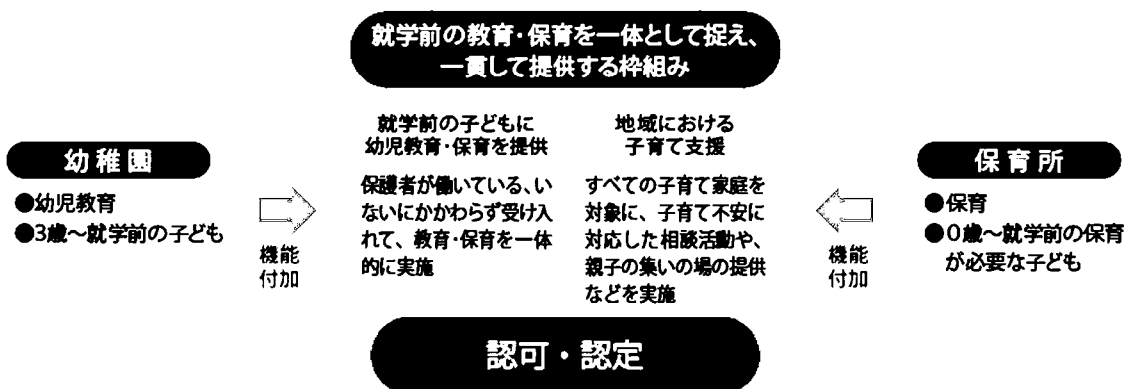
その上で、教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、住民からの意向やるすつ子どもセンターぽっけの利用状況を改めて踏まえて、保育型認定こども園への移行の可能性について検討を行います。

さらに、今後新設を希望する事業者のニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

- 認定こども園の整備促進、普及に係る考え方
- 質の高い幼児期の学校教育・保育
- 幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続
- 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進、地域の子育て支援の役割
- 0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等

【認定こども園の概要イメージ】



(出典:内閣府ホームページ)

1 認定こども園の取り扱いについて

(1)幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。

(2)小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携も検討します。

(3)幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定します。

【配慮すべき事項の詳細】

①発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図る。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人ひとりの発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築すると共に、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

③乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人ひとりの生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供します。また、情報提供すると共に、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。

④満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うと共に、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めると共に、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えると共に、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

⑥特別支援教育や障害児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うと共に、乳幼児期からの育児相談や教

育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにします。

⑦子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

⑧家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA 活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者を始め幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。